

鎌倉市都市景観条例施行規則

鎌倉市都市景観条例施行規則(平成7年12月規則第17号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)及び鎌倉市都市景観条例(平成18年9月条例第16号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(景観審議会の運営等)

第2条 鎌倉市景観審議会(以下「審議会」という。)に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

4 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

5 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

6 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 審議会は、その審議事項について必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

8 審議会の庶務は、この審議会の所掌事務を所管する課等において処理する。

(景観計画の案の縦覧等)

第3条 条例第6条第2項(同条第6項において準用する場合を含む。)に規定する景観計画の案の縦覧は、あらかじめ次に掲げる事項を公告した上で、当該景観計画の案を当該公告の日の翌日から起算して2週間行うものとする。

(1) 景観計画の案の内容のうち、位置及び区域

(2) 縦覧の場所及び期間

2 条例第6条第3項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定により景観計画の案について意見書を提出しようとする者は、前項の縦覧の開始の日から起算して3週間を経過する日までに、市に提出しなければならない。

(特定地区計画の案の縦覧等)

第4条 前条の規定は、条例第7条第3項において準用する条例第6条第2項に規定する縦覧及び条例第7条第3項において準用する条例第6条第3項の規定による意見書の提出について準用する。この場合において、前条中「景観計画」とあるのは、「特定地区計画」と読み替えるものとする。

(特定地区景観形成協議会の認定の申請)

第5条 条例第7条第4項に規定する特定地区景観形成協議会の認定の申請は、景観形成協議会認定申請書（第1号様式）により行うものとする。

（特定地区景観形成協議会の認定の要件）

第6条 条例第7条第4項に規定する特定地区景観形成協議会の認定は、次に掲げる要件を満たす団体について行うものとする。

- (1) その活動が、当該特定地区における都市景観の形成に資するものであること。
- (2) その活動が、当該特定地区における関係住民の財産権その他の権利を不当に制限するものでないこと。
- (3) 規約において、次に掲げる事項が定められていること。

ア 名称

イ 事務所の所在地

ウ 目的

エ 役員の定数、任期、職務の分担及び選任についての事項

オ 構成員の資格についての事項

カ 会計についての事項

（特定地区景観形成協議会の認定の決定等）

第7条 市長は、第5条の規定による申請があったときは、速やかに当該申請の内容を審査し、その適否を決定し、景観形成協議会認定決定通知書（第2号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

（特定地区景観形成協議会の規約等の変更の届出）

第8条 特定地区景観形成協議会の代表者は、当該特定地区景観形成協議会の規約、役員又は役員の氏名及び住所に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（特定地区景観形成協議会の認定の取消し）

第9条 市長は、特定地区景観形成協議会が第6条各号に掲げる要件のいずれかを欠くに至ったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により特定地区景観形成協議会の認定を取り消したときは、景観形成協議会認定取消通知書（第3号様式）により当該特定地区景観形成協議会の代表者に通知するものとする。

（景観計画区域における行為の届出等）

第10条 法第16条第1項の規定による届出は、景観計画区域内行為届出書（第4号様式）に、別表第1に掲げる申請又は届出行為の区分に応じ、同表に掲げる図書を添付して行うものとする。

2 前項の規定は、法第16条第2項の規定による変更の届出について準用する。
この場合において、前項中「景観計画区域内行為届出書（第4号様式）」とあるのは、「景観計画区域内行為変更届出書（第5号様式）」と読み替えるものとする。

3 市長は、法第18条第2項の規定により同条第1項本文の期間を短縮するときは、景観計画区域内行為に係る着手の制限解除（不勧告）通知書（第6号様式）により当該届出をした者に通知するものとする。

（景観地区における行為の申請等）

第11条 法第63条第1項前段の規定による申請は、別表第1に掲げる申請又は届出行為の区分に応じ、同表に掲げる図書を添付して行うものとする。同項後段の規定による変更の申請の場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により添付すべき図書の内容が、第10条第1項（同条第2項で準用する場合を含む。）の規定による添付すべき図書の内容と同一である場合においては、当該図書の添付を省略することができる。

（景観地区景観形成協議会の認定の要件）

第12条 条例第14条第2項に規定する景観地区景観形成協議会の認定は、次に掲げる要件を満たす団体について行うものとする。

(1) その活動が、当該景観地区における都市景観の形成に資するものであること。

(2) その活動が、当該景観地区における関係住民の財産権その他の権利を不当に制限するものでないこと。

(3) 景観地区内の一部の区域において設立しようとする場合は、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 当該区域が良好な景観を形成すべき土地の区域としてふさわしい一団の土地であること。

イ 当該区域の面積が5000平方メートル以上であること。

ウ 当該区域の住民の5分の4以上の同意があること。

(4) 規約において、次に掲げる事項が定められていること。

ア 名称

イ 事務所の所在地

ウ 目的

エ 対象区域

オ 役員の定数、任期、職務の分担及び選任についての事項

カ 構成員の資格についての事項

キ 会計についての事項

(景観地区景観形成協議会の認定の申請等)

第13条 第5条及び第7条から第9条までの規定は、条例第14条第2項に規定する景観地区景観形成協議会の認定の申請、認定の決定等、規約等の変更の届出及び認定の取消しについて準用する。この場合において、これらの規定中「特定地区景観形成協議会」とあるのは、「景観地区景観形成協議会」と読み替えるほか、第9条中「第6条各号」とあるのは、「第12条各号」と読み替えるものとする。

(景観地区景観形成協議会との事前協議が必要な建築物)

第14条 条例第15条に規定する規則で定める建築物は、別表第2に掲げる景観地区景観形成協議会の区分に応じ、同表に掲げる建築物とする。

(景観形成地区の指定の要請)

第15条 条例第17条第2項の規定による要請は、景観形成地区指定要請書（第7号様式）により行うものとする。

(景観形成協議会の認定の申請等)

第16条 第5条から第9条までの規定は、条例第18条に規定する景観形成協議会の認定の申請、認定の要件、認定の決定等、規約等の変更の届出及び認定の取消しについて準用する。この場合において、これらの規定中「特定地区景観形成協議会」とあるのは、「景観形成協議会」と読み替えるほか、第6条中「当該特定地区」とあるのは、「当該景観形成地区」と読み替えるものとする。

(景観形成地区における行為の届出等)

第17条 条例第20条第1項の規定による届出は、景観形成地区内行為届出書（第8号様式）に、別表第3に掲げる届出行為の区分に応じ、同表に掲げる図書を添付して行うものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、同表に掲げる図書以外のものの添付を求めることができる。

2 第11条第2項の規定は、前項の規定により添付すべき図書について準用する。この場合において、第11条第2項中「同項」とあるのは、「第17条第1項」と読み替えるものとする。

(通常管理行為等)

第18条 条例第20条第3項第1号に規定する通常管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。

(1) 地下に設ける建築物又は仮設の建築物の建築等

- (2) 地下に設ける工作物又は仮設の工作物の建設等
- (3) 建築物の新築、増築、改築又は移転で当該行為に係る部分の高さ（増築にあつては、当該増築後の高さ）が5メートル以下で、床面積の合計が10平方メートル以下のもの
- (4) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更に係る部分の面積が10平方メートル以下のもの
- (5) 高さが10メートル（風致地区にあつては、5メートル）以下の工作物の建設等（第2号に掲げるものを除く。）
- (6) 次に掲げる広告物等の表示、設置、増設、改造若しくは移設又は色彩若しくは表示方法の変更
 - ア 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として掲出するもの
 - イ 公職選挙法(昭和25年法律第100号)の規定により掲出することが認められているもの
 - ウ 表札その他これに類するもの
 - エ 冠婚葬祭、祭礼等のため一時的に掲出するもの
- (7) 次に掲げる土地の形質の変更
 - ア 面積が60平方メートル以下の土地の形質の変更で、高さが1.5メートルを超えるのり面が生ずる切土又は盛土を伴わないもの
 - イ 農林漁業を行うための土地の形質の変更
- (8) 次に掲げる木竹の伐採又は植栽
 - ア 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
 - イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ウ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - エ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
 - オ 仮植した木竹の伐採又は木竹の仮植若しくは補植
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が都市景観の形成に影響を及ぼすおそれがないと認める行為
(景観形成協議会との事前協議が必要な行為)

第19条 条例第20条第4項に規定する規則で定める行為は、別表第4に掲げる景観形成協議会の区分に応じ、同表に掲げる行為とする。

(建築物の屋上に設置する建築設備等)

第20条 条例第24条第1項に規定する建築物の屋上に設置する建築設備又は工作物で規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 受変電設備、空調室外機その他これらに類するもの

- (2) 高架水槽
- (3) 装飾塔、記念塔、電波塔その他これらに類するもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が地域の特性と調和した景観の誘導を図るため必要があると認めるもの

(屋上景観誘導地区の指定の要請)

第21条 第15条の規定は、条例第24条第2項において準用する条例第17条第2項の規定による要請について準用する。この場合において、第15条中「景観形成地区指定要請書(第7号様式)」とあるのは、「屋上景観誘導地区指定要請書(第9号様式)」と読み替えるものとする。

(屋上景観誘導地区における届出)

第22条 条例第26条の規定による届出は、屋上景観誘導地区内行為届出書(第10号様式)に、別表第5に掲げる届出行為の区分に応じ、同表に掲げる図書を添付して行うものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、同表に掲げる図書以外のものの添付を求めることができる。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の標識の設置)

第23条 法第21条第2項又は法第30条第2項の規定により設置する標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 指定番号
- (2) 景観重要建造物又は景観重要樹木の名称
- (3) 指定年月日

(景観重要建築物等に係る行為)

第24条 条例第31条第1項の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 景観重要建築物等の増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- (2) 景観重要建築物等の一部又は全部の除却
- (3) 景観重要建築物等の譲渡その他権利の移転
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が景観重要建築物等の現状に影響を及ぼすおそれがあると認める行為

(景観重要建築物等に係る行為の届出)

第25条 条例第31条第1項の規定による届出は、景観重要建築物等行為届出書(第11号様式)に、別表第6に掲げる届出行為の区分に応じ、同表に掲げる図書を添付して行うものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、同表に掲げる図書以外のものの添付を求めることができる。

(景観協定の認可の申請等)

第26条 法第81条第4項に規定する景観協定の認可の申請は、景観協定認可申請書（第12号様式）により行うものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに当該申請の内容を審査し、その適否を決定し、景観協定認可決定通知書（第13号様式）により当該申請を行った者に通知するものとする。

3 前2項の規定は、法第84条第1項の規定による景観協定の変更に準用する。この場合において、「景観協定認可申請書（第12号様式）」とあるのは「景観協定変更認可申請書（第14号様式）」と、「景観協定認可決定通知書（第13号様式）」とあるのは「景観協定変更認可決定通知書（第15号様式）」と読み替えるものとする。

（その他の事項）

第27条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成19年1月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成20年2月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成22年8月18日から施行する。